

## 【雇用型】多度津町地域おこし協力隊募集要項

### 1. 募集概要

多度津町には高見島・佐柳島という2つの有人島があり、3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭では高見島が会場となっています。多度津町の島においても少子高齢化による人口減少が進んでおり、地域で力を合わせて2025年に開催される瀬戸内国際芸術祭を盛り上げていく必要があると考えています。

また、多度津町では、人口減少や高齢化による「地域力の低下」や新型コロナウイルス感染症による地域経済や地域コミュニティの減退が課題となっていました。それらを解決するためには、町内外の人、企業、団体のつながり強化や、「関係人口」と呼ばれる定住には至らないものの特定の地域に継続的に多様な形で関わる方々を創出する仕組みづくりも必要となります。

多度津町では新たな仕組みづくりの1つとして、令和3年度より「まちなのこいん『どつつ』」の運営を開始しました。今後、多くの方々に利用いただき普及させていくために、ユーザーの増加やスポットと呼ばれる企業・お店・団体などの登録の促進、「どつつ」を使って得られる体験・サービスのアイデア出しなどのサポートを必要としています。

上記の「瀬戸内国際芸術祭」と「まちなのこいん『どつつ』」などの関係人口創出を主な活動とし、情報発信の強化を図りつつ、多度津町を一緒に盛り上げてくれる方を募集します。

※活動詳細については、本要項最後をご確認ください。

### 2. 募集対象者

「多度津町地域おこし協力隊設置要綱」及び募集要項及び以下の全ての要件に適合する方を対象とします。

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- 3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されている方で、多度津町へ住民票を異動することができる者
- 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、積極的に活動できる者
- 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者
- 任期終了後、町で定住する意思がある者
- パソコン・スマートフォン等の情報通信機器の基本的な操作ができる者
- 運転免許証の交付を受けている者

- パソコン、スマートフォン、アプリの利用や SNS 等の投稿などの基本的な作業ができる者

<希望する人材>

- 地域住民や店舗・企業・団体等の方々と積極的にコミュニケーションが取れる者
- イベントやキャンペーンなどの企画立案、企画書作成などができる者
- 企画立案もしくは情報発信に関する業務を行った経験がある者

### 3. 募集人数

1名

### 4. 勤務・雇用条件

#### (1) 雇用形態

多度津町地域おこし協力隊員として町が委嘱し、会計年度任用職員として任用します。

#### (2) 主たる勤務場所

多度津町内

#### (3) 期間

任用の日から令和8年3月31日まで

※ただし、相互に更新を希望する場合、3年間を限度に更新します。

#### (4) 勤務時間

原則週5日 9:00～16:00（昼休憩1時間）

ただし、業務により、土日祝日勤務又は16時以降の勤務もあります。

### 5. 報酬及び福利厚生

#### (1) 報酬

月額210,000円（賞与年2回）

#### (2) 社会保険等

町が健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等に入ります。

#### (3) 住居

町があっせんします。ただし、自らの負担でその他の住宅を探しても構いません。

#### (4) 活動車両

車両が業務に必要な場合、公用車を使用できます。

(5) 兼業

兼業内容が地域おこし協力隊の活動の延長にあり、かつ、本来の活動業務に支障がないと認める場合に可とします。

**6. 申込方法等**

(1) 次の申込書類を郵送又は持参にて提出のこと。

- 多度津町地域おこし協力隊応募用紙（別紙）
- 企画書（任意様式）
- 住民票の抄本

(2) 書類提出先

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町3-3-95 多度津町役場政策課  
地域おこし協力隊担当 宛

(3) 提出締切日

令和7年5月21日（水）必着

**7. 選考方法及び採用方法**

(1) 書類審査により、1次選考通過者を決定し通知します。

(2) 1次選考通過者を対象に、1次審査結果通知から1週間から2週間を目安に面談を行います。

(3) 面談は多度津町役場で行うこととします。

(4) 上記の面談を踏まえ、採用の可否を通知します。

**8. 着任方法**

採用者には別途委嘱式の日程をお知らせしますので、それまでに引っ越しや住民票の異動の準備を完了してください。

委嘱後、速やかに住民票を異動させてください。

**9. 現地案内等（事前下見）**

応募に際して、事前に「実際に多度津町を見てみたい」という方がおられましたら、日程調整の上、町職員がご案内しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。また、オンラインでの事前の質問・説明等も対応可能です。

※日程についてはご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

※現地視察の際の旅費等は自己負担となりますので、ご了承ください。

## 10. 問い合わせ先

多度津町役場政策課 担当：濱田

電話：0877-33-1116

Mail：seisaku@town.tadotsu.lg.jp

### ☆活動詳細☆

#### ・瀬戸内国際芸術祭とは

瀬戸内の島々を舞台に、3年に1度開催される現代アートの祭典です。約100日間の会期は、春・夏・秋の3シーズンに分かれていて、季節ごとの瀬戸内の魅力を体感できます。会期中には、国内外から約100万人の方々が訪れ、日本を代表する芸術祭となっています。多度津町では、2013年より高見島が会場となっており、前回の2022年の来場者数は約21,600人となり、多くの方に訪れていただきました。2025年において、高見島は秋会期の10月3日～11月9日に会場となります。



#### ・まちのコイン「どつつ」とは

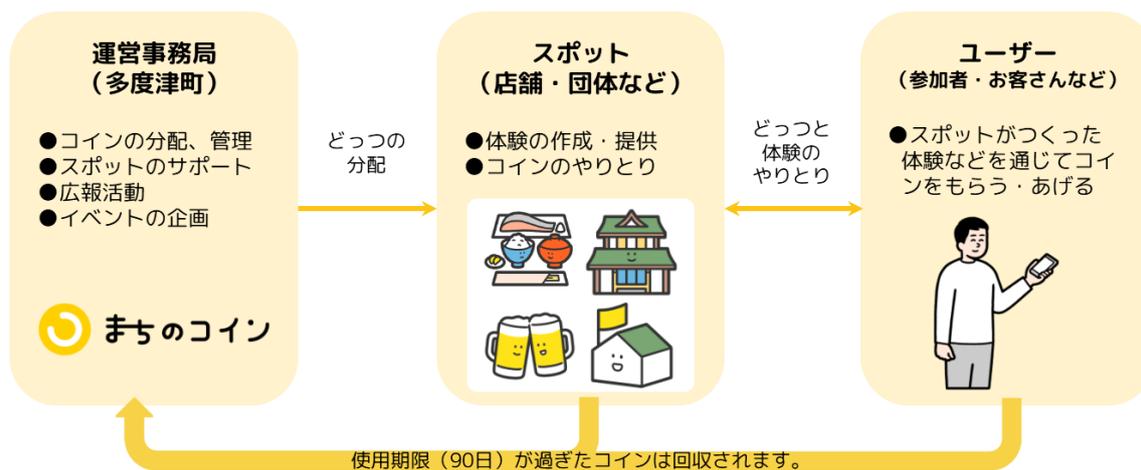
多度津町での暮らしをより豊かで、そして持続可能なものにしていくために、町内外の人や企業、団体との「つながり」を生み出し、それらを通貨である「どつつ」で「見える化」するためのスマートフォン用アプリです。

「どつつ」の使い方は、町やお店に良いことをして「どつつ」をもらい、貯め

た「どっつ」で特別な体験・サービスを受けられる、という仕組みです。

特別な体験・サービスは、町内の店舗・企業・団体などが「スポット」として登録し、アプリ上に掲載することで、ユーザーが「どっつ」を使って受けられるようになります。

「どっつ」は、通貨ではありますが、換金性は無く、アプリ上で管理する通貨です。



詳しくは下記 URL または QR コードより町公式ホームページをご覧ください。

「町公式ホームページ」



<https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/soshikikarasagasu/seisakuka/chihoso/sei/2116.html>

### ■ 3年間の活動内容イメージ

1年目	2年目	3年目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多度津町及びまちのコイン研修</li> <li>・瀬戸内国際芸術祭に係る活動</li> <li>・つながりづくり（まちのコイン「どっつ」に係る活動</li> <li>・町の活性化の取組</li> <li>・観光振興に係る取組</li> <li>・上記に係る情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つながりづくり（まちのコイン「どっつ」に係る活動</li> <li>・瀬戸内国際芸術祭に係る活動（2028年に向けて）</li> <li>・町の活性化の取組</li> <li>・観光振興に係る取組</li> <li>・上記に係る情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住に向けての準備（事業準備等）</li> <li>・つながりづくりに係る活動</li> <li>・瀬戸内国際芸術祭に係る活動（2028年に向けて）</li> <li>・町の活性化の取組</li> <li>・観光振興に係る取組</li> <li>・上記に係る情報発信</li> </ul>

## 【1年目の活動内容例】

主に、以下の活動を町職員とともに行っていただきます。

### (1)瀬戸内国際芸術祭に係る活動

瀬戸内国際芸術祭多度津町実行委員会の事務局員として、2025年の開催に向けて、PRや運営を行っていただきます。

### (2)まちのコイン「どつつ」に関する活動

#### ①スポット開拓

日常業務として、町内店舗・企業・団体等へ訪問し、まちのコイン「どつつ」の仕組みの説明や、活用アイデアの提案、スポット登録手続きのサポートなどの営業活動を行っていただきます。

#### ②登録スポットのサポート

日常業務として、登録スポットの活用状況のヒアリングや、体験作成へのアドバイス、アプリへの掲載サポートなどを行っていただきます。

#### ③イベント等での「どつつ」ブースの出展

町役場及び民間が実施するイベントで「どつつ」を活用してもらえる場合に、イベント会場内での「どつつ」の利用促進や利用サポートを行うためにブース出展を行っていただきます。

### (3)イベント・キャンペーンの企画・運営

町のつながりづくりのためのイベントやキャンペーンを企画・実施していただきます。

### (4)ホームページ・SNS・アプリ等での情報発信の強化

つながりづくりを目的として、町公式ホームページ、SNS、まちのコインアプリ等での情報発信の強化を行っていただきます。

### (5)新しい仕組みづくりの検討

活性化の取組として、新たなコンテンツの開発や民間の方と協力し、効果的なまちの情報発信を行っていただきます。

※1年目は町職員と主に(1)～(5)に関する活動を行います。なお、瀬戸内国際芸術祭の期間中は主にそれらの活動を行っていただきます。その他の期間はつながりづくりの活動を行っていただくようになります。

※3年目は、定住に向けた準備を主に行います。(町内で事業を行う場合、起業支援補助金や拠点整備補助金などを活用できます。)その他は引き続き、つながりづくりの活動を行います。